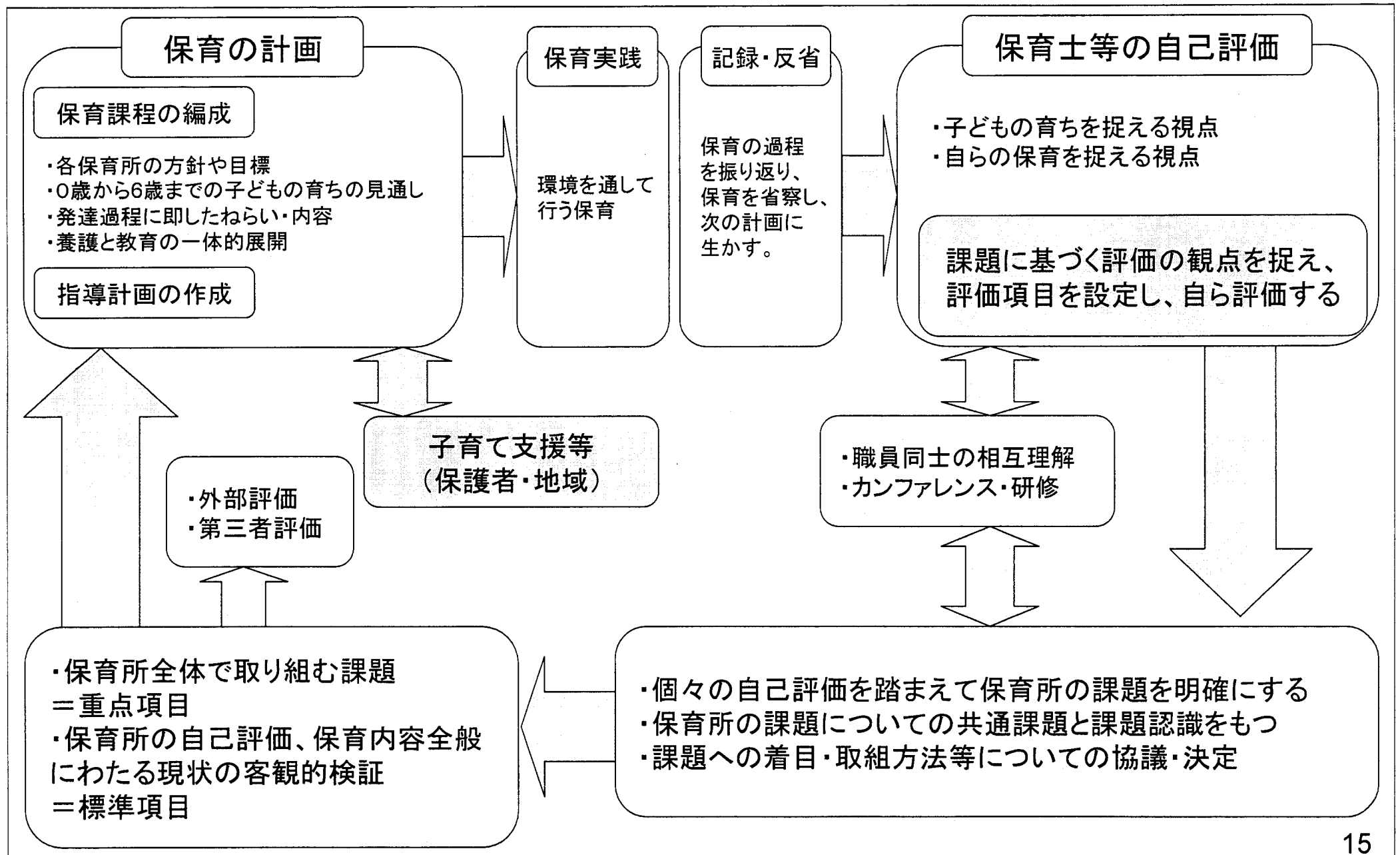


(参考) 保育の計画と評価



第5章「健康及び安全」

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本

1. 子どもの健康支援

子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

定期的・継続的
必要に応じて
随時把握

登所時、保育中
通しての観察
保護者への連絡
嘱託医と相談

不適切な養育・
虐待等の発見と
適切な対応
関係機関との連携

健康増進

保健計画の
作成と活用
全職員の共通理解

嘱託医による
定期的な健康診断
その記録と活用
保護者への伝達

疾病等への対応

子どもの状態等に応じて
保護者に連絡
嘱託医・かかりつけ医と相談

感染症の予防と適切な対応

医務室等の環境整備
救急用品の常備と管理

看護師の専門的対応

2. 環境及び衛生管理並びに安全管理

環境及び衛生管理

- 温度・湿度・換気・採光・音等の環境の保持
- 施設内外の設備及び用具等の衛生管理
- 手洗い ○保健的環境の維持・向上

事故防止及び安全対策

- 安全点検 ○安全対策の体制づくり ○安全指導
- 避難訓練 ○子どもの精神保健面への対応

3. 食育の推進

健康な生活の基本～「食を営む力」の育成

食に関わる体験
食べることを楽しみ
食事を楽しみ合う

乳幼児期にふさわしい
食生活と適切な援助
食育の計画に基づく
実践・評価・改善

食に関わる環境への配慮
(食材・調理室・調理員等)

子どもの心身の状態
に応じた食事
栄養士の専門的対応
嘱託医等との連携

4. 健康及び安全の実施体制

施設長の責任による健康及び安全の実施体制の整備

全職員の共通理解
適切な分担と協力
計画的な実施

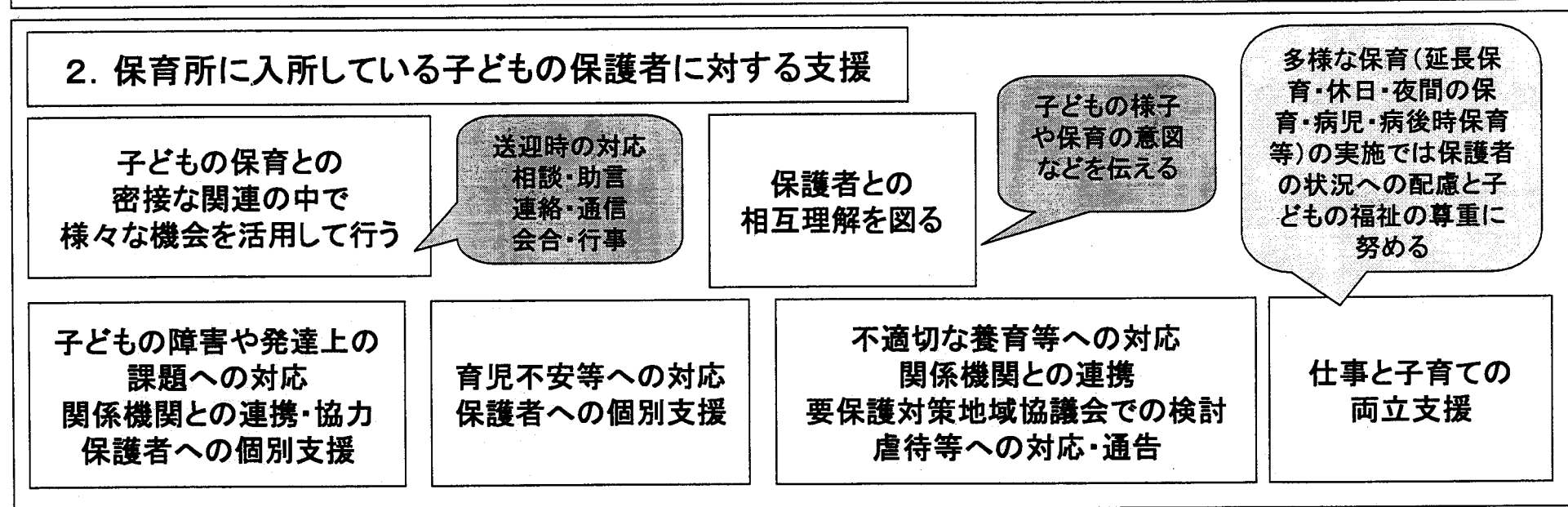
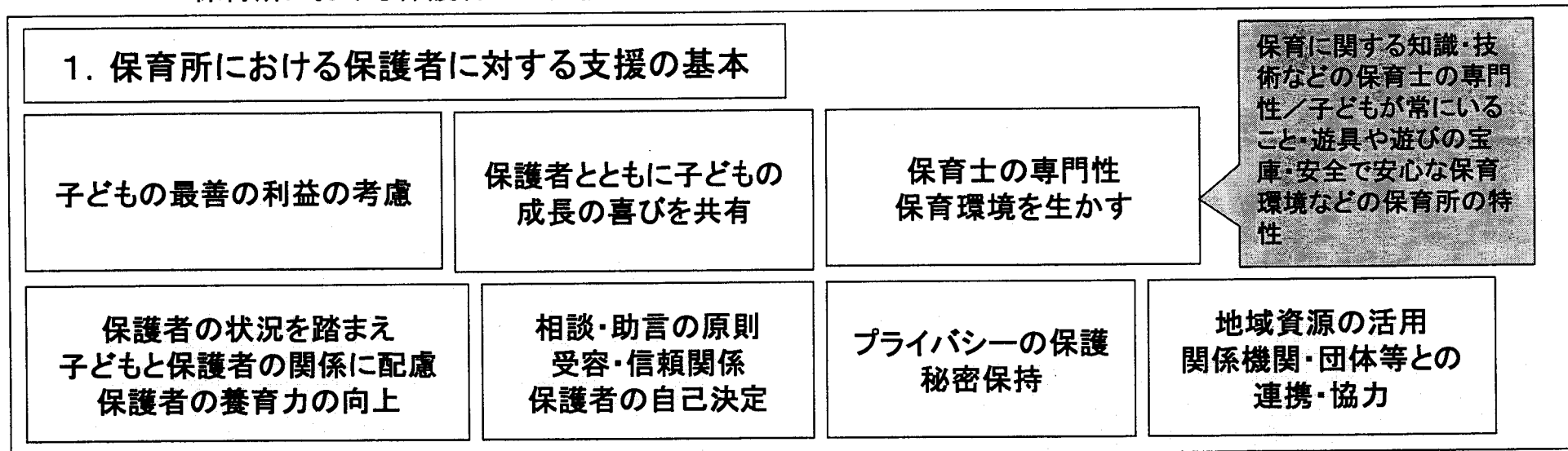
企画立案・連絡調整
専門的職員の役割
栄養士・看護師の
専門性の発揮

保護者との密接な連携
保育所の取組の
周知・伝達

地域の関係機関との
連携・協力体制

第6章「保護者に対する支援」

保育所における保護者への支援は保育所の特性を生かし積極的に取り組むことが求められる



3. 地域における子育て支援

保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障のない限りにおいて、地域の実状や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること

地域の子育ての拠点としての機能

施設・設備の開放
体験保育等

子育てに関する
相談・援助

交流の場の提供
交流の促進

子育て支援に関する
情報の提供

一時保育

地域の関係機関・団体との積極的な連携・協力
子育て支援に関わる人材の積極的な活用を図る

児童相談所・福祉事務所
保健センター・小学校・幼稚園
児童委員・つどいの広場児童館
家庭的保育者・ベビーシッター
ファミリーサポートセンター 等

地域の子どもをめぐる諸問題に対し、
要保護児童対策協議会など
関係機関と連携・協力して取り組む

平成17年4月より法制化された協議会であり、
要保護児童の早期発見や保護に努め、適切
な連携の下に援助していくためのネットワーク。
保育所もこの一員として、役割を担うことが
期待される

第7章「職員の資質向上」

質の高い保育を展開するため、一人一人の職員の資質向上及び職員全体の専門性を図る

1. 職員の資質向上に対する基本的事項

一人一人の倫理観、人間性
職務及び責任の理解と自覚

子どもの最善の利益

保育の専門性の向上
職員の共通理解
協働性の向上

保育実践・研修

職員同士の信頼関係
職員と子どもの信頼関係
職員と保護者の信頼関係

自己研鑽
意欲・喜び

2. 施設長の責務

保育所の役割・社会的責任の遂行・職員の資質向上のために必要な環境の確保

法令等の遵守
社会情勢等を踏まえた
専門性の向上

保育所の課題の明確化
職員の共通理解・協力・
改善のための体制づくり

体系的・計画的な研修の実施
職員の自己研鑽への
援助・助言

3. 職員の研修等

保育所内外の研修を通して
知識及び技術の修得
維持・向上に努める

自己評価に基づく
課題・目標

様々な人や場との関わり

ともに学び合う環境の醸成
保育所の活性化を図る

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

実施期間

平成20年度から平成25年度までの5年間

アクションプログラムの概要

- （1）保育実践の改善・向上
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- （2）子どもの健康及び安全の確保
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- （3）保育士等の資質・専門性の向上
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- （4）保育を支える基盤の強化
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保